

高齢者、障がい者の権利を守る「成年後見制度」があります

認知症や障がいなどによって、自分自身でさまざまな判断や日常的な金銭管理、財産管理をすることが難しくなることがあります。その判断や生活を助け、権利を守るための「成年後見制度」を紹介します。

☎ 長寿社会課地域支援係 ☎ 364-1204

成年後見制度とは

1. 判断能力が不十分な人を支援します

さまざまな
手続きの仕方が
わからない



お金の管理が
できない

悪い人に
だまされたり
しないだろうか

何のサービス
受ければ良いか
わからない

2. 判断能力の程度により3種類に分けられます

支援の
範囲



補助

判断能力が不十分

保佐

判断能力が著しく不十分

後見

ほとんど判断ができない

後見人等が行う主な支援

今後の見通しを立てる

生活状況・財産状況を
確認し、本人に合った生活
の見通しを立てます。



必要に応じ手続きする

本人の思いや生活状況
を考慮し、福祉サービス申
込や年金の手続きなどを
します。



金銭トラブルの防止

本人がだまされて必要
のない契約をしてしまう
などのトラブル防止や解
決をします。



生活状況を報告

健康状態や生活、財産状
況を裁判所に報告します。



後見人等の申立て手続き

管轄の家庭裁判所で行います。塩竈市内の方は仙台家庭裁判所が手続き先です。

仙台家庭裁判所後見センター ☎ 022-745-6090

身寄りがない人への制度活用支援

塩竈市成年後見制度利用支援事業

家庭裁判所への後見等開始手続きを支援する市の制度
です。対象は認知症のある高齢者の方、知的障がい、精神
障がいのある方で身寄りがない等の理由で、後見等開始
の申立てをする人がいない方です。

市 HP もご覧ください

市 HP で高齢者の権利を守るための取り
組みを紹介しています。



相談窓口

高 齢 者 の 方	
西部地区地域包括支援センター	367-0414
南部・東部地区地域包括支援センター	290-7185
北部1地区地域包括支援センター	361-3822
北部2地区地域包括支援センター	362-1191
浦戸地区地域包括支援センター	361-2931
長寿社会課地域支援係	364-1204
障がいをお持ちの方	
生活福祉課障がい者支援係	364-1131